⑵　無人式のものであって、次のいずれかに該当するもの
ア　直流の推進電動機又はスラスターを使用して、独力で潜航することができるように設計したもの
イ　光ファイバーによってデータを送受することができるもの

101　繋索式でない潜水艇であって、次のいずれかに該当するもの（13に該当するものを除く。）
⑴　有人式のものであって、次のいずれかに該当するもの
ア　自律的に潜航することができるように設計したものであって、次の㋐及び㋑の揚荷能力を有するもの
㋐　当該潜水艇の空中重量の10パーセント以上
㋑　15キロニュートン以上
イ　1,000メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの
ウ　次の㋐及び㋑に該当するもの
㋐　連続して10時間以上自律的に潜航することができるように設計したもの
㋑　潜航可能な距離が25海里以上のもの
⑵　無人式のものであって、次のいずれかに該当するもの
ア　あらゆる地形に対して自動的に針路を決定することができるように設計したもの
イ　音波によってデータ又は指令を送受することができるもの
ウ　光伝送の方式によって1,000メートル以上の距離でデータ又は指令を送受することができるもの

102　潜水艇の部分品又は附属装置であって、次のいずれかに該当するもの（13に該当するものを除く。）
⑴　1,000メートルを超える水深で使用することができるように設計した潜水艇の部分品であって、次のいずれかに該当するもの
ア　最大の内のり寸法が1.5メートルを超える耐圧容器又は耐圧殻
イ　直流の推進電動機又はスラスター
ウ　光ファイバー及び合成材のテンションメンバを使用したアンビリカルケーブル又はそのコネクタ
エ　浮力材であって、次の㋐及び㋑に該当する材料を用いた部分品
㋐　1,000メートルを超える水深で使用することができるように設計したもの
㋑　密度が561キログラム毎立方メートル未満のもの
⑵　100又は101に該当する潜水艇に使用することができるように設計した自動制御装置であって、航法データを使用し、かつ、サーボ制御方式であるもののうち、次のいずれかに該当するもの
ア　水中のあらかじめ定められた点を中心とする半径10メートルの水柱内に潜水艇を移動することができるもの
イ　水中のあらかじめ定められた点を中心とする半径10メートルの水柱内に潜水艇を保持することができるもの
ウ　海底又は海底下にあるケーブルに沿って移動する際に、ケーブルから10メートル以内に潜水艇を保持することができるもの
⑶　光ファイバーを船体内に引き込むための耐圧殻の貫通金物

103　船舶の部分品であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　排水量が1,000トン以上の船舶に使用することができる防音装置であって、ディーゼルエンジン、ディーゼル発電機、ガスタービンエンジン、ガスタービン発電機、推進電動機又は減速装置から発生する500ヘルツ未満の周波数の音響又は振動を減少するもののうち、複合型の防音台からなり、かつ、中間のマスの重量がその上に設置される装置の重量の30パーセントを超えるもの
⑵　スクリュープロペラの推進力の向上又はその水中ノイズの減少を図るために末広ノズル及び整流ベーンに関する技術を用いた装置であって、出力が2.5メガワットを超えるもの
⑶　排水量が1,000トン以上の船舶に使用することができる防音装置又は磁気軸受であって、伝動装置に使用できるように設計したもの

104　水中用のロボット（操縦ロボット及びシーケンスロボットを除く。）であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　外部物体に加えた力若しくはトルク、外部物体までの距離又は触覚を測定するセンサーからの情報を用いて制御するもの
⑵　構造材にチタン合金又は繊維強化複合材料を用いたものであって、250ニュートン以上の力又は250ニュートンメートル以上のトルクで作業することができるもの

105　大気から遮断された状態で使用することができる動力装置であって、次のいずれかに該当するもの
⑴　ブレイトンサイクルエンジン又はランキンサイクルエンジンであって、次のいずれかに該当するもの
ア　循環する排気から一酸化炭素、二酸化炭素及び微粒子を除去することができるように設計した装置を有するもの
イ　単原子で構成される気体を利用することができるように設計した装置を有するもの
ウ　10キロヘルツ未満の周波数の水中ノイズを減少させることができるように設計した防音装置若しくはエンクロージャ又は衝撃を緩和することができるように設計した装置を有するもの
エ　反応生成物を圧縮又は燃料として再生することができ、反応生成物を貯蔵することができ、かつ、100キロパスカル以上の圧力下で反応生成物を排出することができるように設計した装置を有するもの
⑵　ディーゼルエンジンであって、次のアからエまでの全てに該当するもの
ア　循環する排気から一酸化炭素、二酸化炭素及び微粒子を除去することができるように設計した装置を有するもの
イ　単原子で構成される気体を利用することができるように設計した装置を有するもの
ウ　10キロヘルツ未満の周波数の水中ノイズを減少させることができるように設計した防音装置若しくはエンクロージャ又は衝撃を緩和することができるように設計した装置を有するもの
エ　燃焼生成物を断続的に排出することができるように設計した装置を有するもの
⑶　出力が２キロワットを超える燃料電池であって、次のいずれかに該当するもの
ア　10キロヘルツ未満の周波数の水中ノイズを減少させることができるように設計した防音装置若しくはエンクロージャ又は衝撃を緩和することができるように設計した装置を有するもの
イ　反応生成物を圧縮又は燃料として再生することができ、反応生成物を貯蔵することができ、かつ、100キロパスカル以上の圧力下で反応生成物を排出することができるように設計した装置を有するもの
⑷　スターリングサイクルエンジンであって、次のア及びイに該当するもの
ア　10キロヘルツ未満の周波数の水中ノイズを減少させることができるように設計した防音装置若しくはエンクロージャ又は衝撃を緩和することができるように設計した装置を有するもの
イ　100キロパスカル以上の圧力下で反応生成物を排出することができるように設計した装置を有するもの

106　航空機用のガスタービンエンジンであって、次のいずれかに該当するもの
⑴　119⑴から⑶までのいずれかに該当する技術を用いたもの（次のいずれかに該当するものを除く。）
ア　次の㋐及び㋑に該当するもの
㋐　１以上の国際連合加盟国の航空当局が証明したもの
㋑　民生用有人航空機の動力供給用のものであって、１以上の国際連合加盟国の航空当局から次のいずれかの文書を発行されたもの
ａ　型式証明
ｂ　型式証明と同等の文書であって、国際民間航空機関の承認を受けたもの